

令和8年4月1日施行

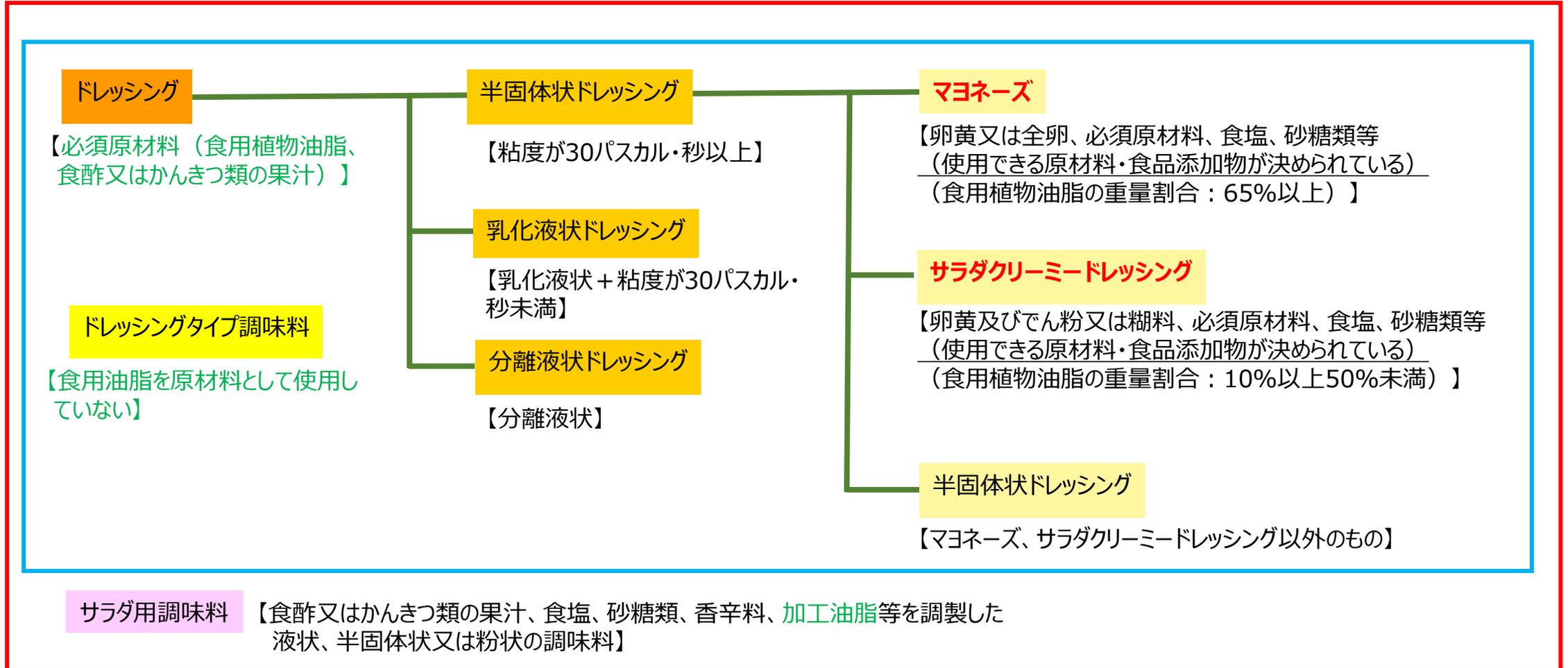
# 食品表示基準の改正概要 (個別品目ごとの表示ルール見直し関係)

令和8年4月

全国ドレッシング類公正取引協議会

# マヨネーズ・ドレッシングとは

- ◇ 食品表示基準では、別表第3において「**ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料**」として定義
- ◇ ドレッシング類の表示に関する公正競争規約では、第2条において「**ドレッシング類**」として定義



## 主な改正点 ①

### 名称表示の選択肢の拡大 (消費者が理解しやすい名称表示が可能に)

#### ● サラダクリーミードレッシング、その他半固体状ドレッシング、乳化液状ドレッシング、分離液状ドレッシング

(改正前) 各々を、名称として表示

(改正後) 各々又は「ドレッシング」のいずれかを、名称として表示

#### ● ドレッシングタイプ調味料

(改正前) 名称は「ドレッシングタイプ調味料」

ただし製品100g中の脂質量が3g未満のものは、「ノンオイルドレッシング」という強調表示が可能

(改正後) 製品100g中の脂質量が3g未満のものは、「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」のいずれかを名称として表示

いずれも食品表示基準の別表第4（名称）の改正による。

## (改正前の表示ルール)

- ・名称は義務表示 (※ 改正後も同様)
- ・「サラダクリーミードレッシング」「(その他)半固体状ドレッシング」「乳化液状ドレッシング」「分離液状ドレッシング」「ドレッシングタイプ調味料」に該当すると、それぞれを名称として表示する必要



改正後はドレッシングと表示することも可能

- 名称=サラダクリーミードレッシング
- 原材料名=食用植物油(国内製造)、卵、醸造酢、食塩、砂糖、香辛料、たん白加水分解物/増粘剤(キサンタンガム)、調味料(アミノ酸)、香辛料抽出物、(一部に卵・大豆・りんごを含む)
- 内容量=300g
- 賞味期限=枠外左上部に記載
- 保存方法=直射日光を避け、なるべく涼しい場所に保存
- 製造者=キューピー株式会社 東京都渋谷区渋谷1-4-13



改正後はドレッシングと表示することも可能

- 名称●乳化液状ドレッシング 原材料名●食用植物油(国内製造)、卵、醸造酢、食塩、砂糖、たん白加水分解物、食塩、しょうゆ、卵黄、カシューナッツ、香辛料、ピーナッツ、ごま/調味料(アミノ酸等)、増粘多糖類、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物、香料、(一部に小麦・卵・落花生・アーモンド・カシューナッツ・ごま・大豆を含む) 原料原産地名●国内製造(食用植物油) 内容量●300ml
- 賞味期限
- 保存方法●直射日光を避け、なるべく涼しい所で保存してください。製造者●ケンコーマヨネーズ株式会社 神戸市灘区都通3丁目3番16号 製造所:神奈川厚木市上依知3028番地ノ2



引き続きノンオイル(ドレッシング)とのキャッチコピーの表示が可能

改正後はノンオイルドレッシングと表示することも可能

- 名称:ドレッシングタイプ調味料 原材料名:しょうゆ(国内製造)、醸造酢、糖類(果糖ぶどう糖液糖、砂糖)、発酵調味料、ほたてエキス、たん白加水分解物、梅肉、りんご、かつお節エキス、レモン果汁、食塩、かつおエキス、青じそ//調味料(アミノ酸等)、酸味料、香料、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(スクラロース)、香辛料抽出物、ビタミンB1、(一部に小麦・大豆・鶏肉・豚肉・りんごを含む) 内容量:190ml 賞味期限:枠外右部に記載 製造者:理研ビタミン株式会社 東京都新宿区四谷1-6-1 製造所 埼玉県草加市青柳1-3-3

## 主な改正点 ②

### マヨネーズ等の使用原材料の拡大

#### ● マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング

(改正前) 酵母エキス (※) を原材料として使用できない

酵母エキスを原材料として使用すると、「マヨネーズ」、「サラダクリーミードレッシング」の定義から外れるため、当該名称を表示することができない

(※) 一般に、パン酵母やビール酵母などから有用成分を抽出したエキスのこと

様々なアミノ酸等を含むため、食品にうま味やコク味を加える目的で、食品製造の現場で幅広く使用

(改正後) 「マヨネーズ」、「サラダクリーミードレッシング」の使用可能な原材料に、酵母エキスを追加。

これにより、酵母エキスを原材料として使用したドレッシングについても、「マヨネーズ」又は「サラダクリーミードレッシング」と表示することが可能に

食品表示基準の別表第 3 の改正による。

## 主な改正点 ③

### 原材料名表示の自由度の拡大

#### ● ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料

(改正前) 原材料名の表示方法について、ドレッシング類個別の義務表示ルールが存在

例 : 使用する食用植物油脂が大豆油、なたね油の場合、

「大豆油、なたね油」 ⇒ **表示不可**

「食用植物油脂（大豆油、なたね油）」 ⇒ **表示可能**

「食用植物油脂」 ⇒ **表示可能**

(改正後) 原材料名表示に関するドレッシング類個別の義務表示ルールは、すべて廃止

原材料名表示については、食品表示基準の横断的ルールに沿った表示ルールで対応

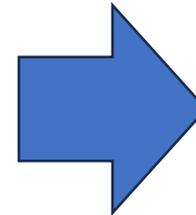
(従来の表示に加え、「大豆油、なたね油」の表示も可能)

食品表示基準の別表第4（原材料名）の改正による。

## 廃止された原材料名表示に関する規定

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

- 一 食用植物油脂は、「食用植物油脂」と表示する。
- 二 一の規定にかかわらず、食用植物油脂にあつては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油脂が一種類であるときは、「食用植物油脂」の文字及び括弧を省略することができる。
- 三 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
- 四 三の規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。
- 五 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が1種類である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。
- 六 食用植物油脂、醸造酢、かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。



### 令和8年4月以降、 食品表示基準の横断的ルール (※)に従って表示

(※) 一般用加工食品の場合、  
食品表示基準（平成27年内閣府令  
第10号）第3条の表（原材料名）  
ほか

香辛料に関しては、改正前は全て「香辛料」と括弧で表示できましたが、改正後は使用した香辛料を合算して原材料に占める割合が2%を超える場合、表示方法が変わります。  
糖類のまとめ書きと併せて、詳しくは次ページ参照。

(※) 改正（廃止）前の食品表示基準別表第4の該当規定

## Q. 香辛料のまとめ書きについて

令和7年3月28日の食品表示基準Q & Aの改正で、「香辛料」の表示の運用が変わったと聞きましたが、具体的にどのように変更されたのでしょうか。

A

香辛料及び香辛料エキスについては、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定により、添加物を除き、それらを合算した重量が原材料全体に占める重量の割合の2%以下になる場合に限り、「香辛料」又は「混合香辛料」とのみ表示することができます。

なお、合算した重量が2%を超える場合は、それぞれ原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示するか、「香辛料」の次に括弧を付して、原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示することになります。ただし、「香辛料」でまとめて表示する場合にあっては、原材料に占める割合の低いものから順に合算して、原材料全体に占める重量の割合が2%以下までの原材料については、「その他香辛料」と表示することができます。

(食品表示基準Q&A (加工-64) 参照)

## Q. 糖類のまとめ書きについて

従来のドレッシング類個別のルールにおいて、砂糖と砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用した場合は、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示できるとされていますが、個別品目ルールのない一般用加工食品でも同様の表示は可能でしょうか。

A

食品表示基準別表第4に定められている品目だけでなく、全ての一般用加工食品において、砂糖と砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用した場合、原材料名欄に「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することが可能です。